

第2次

平成 24 年度～平成 28 年度

西尾市食育推進計画

いただきます！おうちごはんからはじめよう、食育の“Wa”

はじめに

「食」は人の健康を守るとともに、「食」を囲むことによって、家族や地域のつながりをつくる大切なものです。しかし、近年では、食生活の乱れや一人で食事をする孤食の増加など、「食」をめぐる様々な問題が起きています。こうした問題に対処していくため、西尾市では平成21年に「西尾市食育推進計画」を策定し、家庭や地域、学校、職場などあらゆる場面において、食育を推進してきました。

この度、前計画期間が終了することから、さらなる食育の推進を図るために本計画を策定しました。この計画は、「いただきます！おうちごはんからはじめよう、食育の“Wa”」を基本コンセプトに掲げ、“はぐくもう「感謝のきもち」”、“家庭でつくろう「元気の源」”、“広げよう「家庭の和」から「地域の輪」”の3つを基本的な考え方として、市民の皆さんが主体となって食育を進めていこうとするものです。

また、西尾市は平成23年4月より、一色町、吉良町、幡豆町と合併し、新しい市となりました。市民の皆さんが「食」を通じて人と人との「Wa」をさらに広げ、いきいきと暮らせるよう、新しい西尾の食育を推進してまいります。



平成24年3月 西尾市長 榊原 康正

目 次

第 章 計画の背景と西尾市の現状

- 1 計画の背景 1
 - (1) 食育推進施策の動向 1
 - (2) 前計画の概要 3
 - (3) これまでの主な取り組み 4
- 2 西尾市の現状と課題 7
 - (1) アンケート調査の概要 7
 - (2) 前計画の達成状況 8
 - (3) 評価と課題 10

第 章 計画の考え方と体系

- 1 計画の基本コンセプトと考え方 18
- 2 計画の体系 20
- 3 計画の位置づけ 21
- 4 計画の期間 22
- 5 計画の推進体制 22

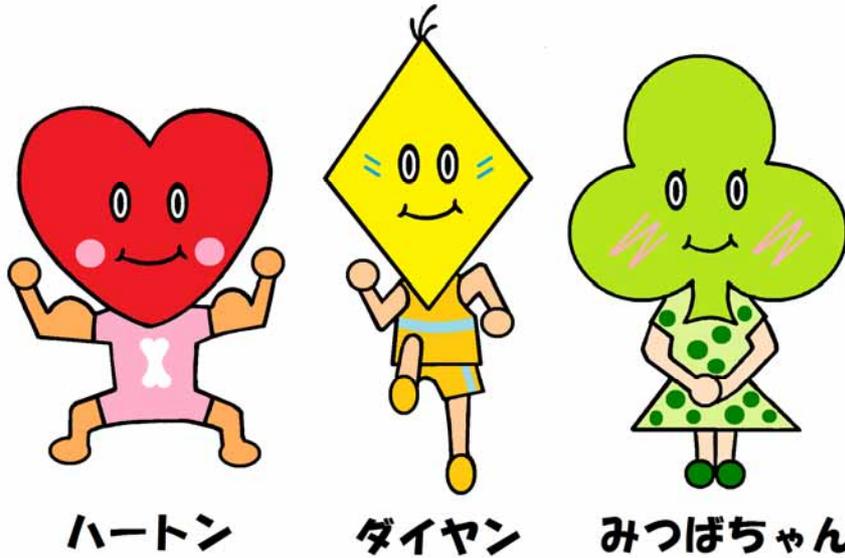
第 章 食育推進への取り組み

- 1 3ステップのプロジェクト 23
 - ステップ1 知ろう！学ぼう！食育 23
 - (1) 考え方 23
 - (2) 市民の行動指針 24
 - (3) 重点事業 25
 - (4) 関連事業 26
 - ステップ2 やってみよう！食育 29
 - (1) 考え方 29
 - (2) 市民の行動指針 30
 - (3) 重点事業 31
 - (4) 関連事業 32

ステップ3 みんな参加しよう！食育	34
（1）考え方	34
（2）市民の行動指針	35
（3）重点事業	36
（4）関連事業	37
-2 世代別の取り組み	39
-3 目標指標の設定	41
（1）目標指標の考え方	41
（2）目標指標の評価方法	41
（3）目標数値	42

資料編

（1）計画策定の経緯	43
（2）パブリックコメントの結果	43
（3）西尾市食育推進会議設置要領	44
（4）西尾市食育推進会議委員	45

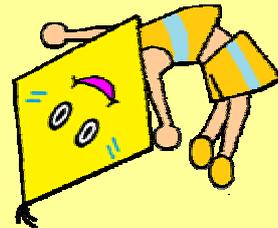


ハートン

素直で力持ち
好き嫌いせずに何でも食べる
お肉、牛乳、うなぎが好き
将来はウルトラマンになりたい
注射がコワイ

ダイヤモンド

ひょうきんで足が速い
逃げ足も速い
ごはんが好き
寒いところは苦手
運動会でヒーローになりたい



みつばちゃん

やさしいけど、怒るとコワイ
抹茶といちごケーキが好き
算数が得意
体重が気になるお年頃
いもむしが苦手

第 章

計画の背景と西尾市の現状

- 1 計画の背景

(1) 食育推進施策の動向

食育基本法

私たちの食生活は、ライフスタイルの多様化などに伴って大きく変化しました。その中で、「食」を大切にする心や優れた食文化が失われつつあります。また、栄養の偏り、不規則な食事、「食」に関する正しい知識を持たない人の増加などが問題となっており、健全な食生活を取り戻していくことが必要です。

このような問題に対処していくため、国は平成 17 年 6 月に食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）を公布しました。同法は、食育に関する施策を総合かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与すること等を目的とし、平成 17 年 7 月に施行されました。

食育基本法の中では、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるようにしていくことが必要であると考えられています。

第 2 次食育推進基本計画

国では、食育基本法に基づき、平成 18 年 3 月に、食育推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、「食育推進基本計画（平成 18 年度から平成 22 年度）」が策定されました。この基本計画には、食育に関する施策についての基本的な方針や食育推進の目標に関する事項などが盛り込まれました。

さらに、平成 23 年 3 月には、過去 5 年間の食育に関する取り組みの成果と課題を踏まえ、「第 2 次食育推進基本計画（平成 23 年度から 27 年度）」が策定されました。この基本計画は、『「周知」から「実践」へ』を概念に、生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進、生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進、家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進を重点課題として掲げています（資料 1）。

あいち食育いきいきプラン 2015（第 2 次愛知県食育推進計画）

愛知県では、食育基本法第 17 条第 1 項に基づき、平成 18 年 11 月に「あいち食育いきいきプラン（愛知県食育推進計画 平成 19 年度から 22 年度）」を作成し、食育を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成 23 年 5 月には前プランの基本理念や成果を継承しつつ、愛知県において更に食育を推進するため、次のステップとして「あいち食育いきいきプラン 2015（第 2 次愛知県食育推進計画 平成 23 年度から 27 年度）」を作成しました。このプランは『啓発から実践へ』を基本コンセプトとし、県民一人ひとりが主体的に食育を実践するよう、関係者が連携・協力して取組を進めていくものです。

第 2 次食育推進基本計画の概要

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 重点課題

(1)生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進 (2)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進 (3)家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

2. 基本的な取組方針

(1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 (2)食に関する感謝の念と理解 (3)食育推進運動の展開 (4)子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践 (6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 (7)食品の安全性の確保等における食育の役割

第 2 食育の推進の目標に関する事項

(1)食育に関心を持っている国民の割合の増加 (2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 (3)朝食を欠食する国民の割合の減少 (4)学校給食における地場産物を使用する割合の増加 (5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加 (6)内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加 (7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加 (8)食育の推進に関わるボランティアの数の増加 (9)農林漁業体験を経験した国民の割合の増加 (10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加 (11)推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加

第 3 食育の総合的な促進に関する事項

(1)家庭における食育の推進 (2)学校、保健所等における食育の推進 (3)地域における食育の推進 (4)食育推進運動の展開 (5)生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等 (6)食文化の継承のための活動への支援等 (7)食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第 4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1)多様な関係者の連携・協力の強化 (2)地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進 (3)世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握 (4)推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用 (5)基本計画の見直し

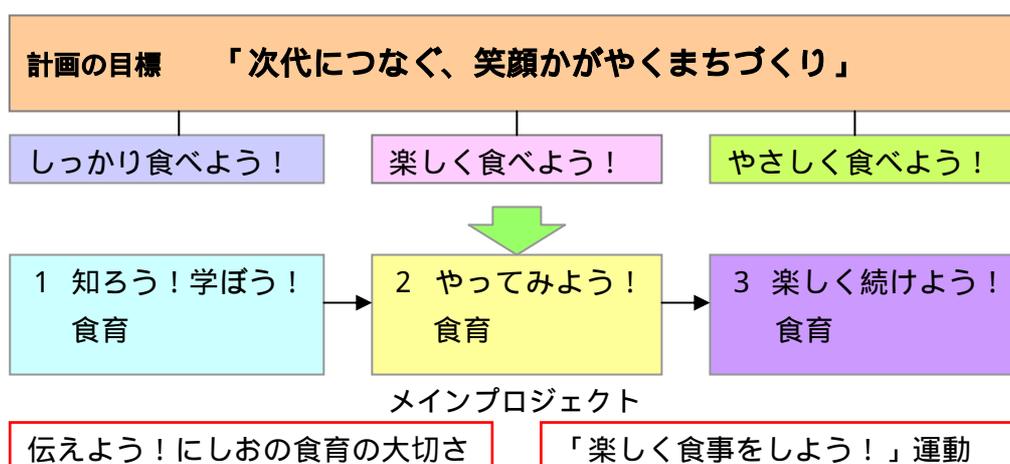


(2) 前計画の概要

第1次西尾市食育推進計画

地方自治体が食育を推進するに当たっては、国との連携を図りつつ、その地区の特性を生かした自主的な施策を策定し、食育を推進していくことが求められています。そのような中、西尾市では、食育基本法第17条第1項に基づき、平成21年3月に、前計画である「西尾市食育推進計画(平成21年度から23年度)」を作成しました。この計画は食育を通じて『次代につなぐ、笑顔かがやくまちづくり』を市民みんなで考えていくことを目指した計画で、「しっかり食べよう!(健康の実現)」「楽しく食べよう!(豊かな人間形成)」「やさしく食べよう!(環境への配慮)」を基本的な考え方として、西尾市独自の食育の取り組みを進めてきました。

第1次西尾市食育推進計画の概要



また、西尾市は、平成23年4月より、一色町、吉良町、幡豆町と合併し、人口約17万人、面積160km²の新しい市となりました。合併前より、一色町、吉良町、幡豆町においても、食育推進に関する様々な取り組みを行ってきました。

吉良町食育推進計画

旧吉良町では、平成21年3月に「吉良町食育推進計画(平成21年度から24年度)」を作成しました。食を通じて、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことのできる社会を目指して、バランスのとれた食生活、食への感謝の心、食事マナーなどを推進してきました。また、食に関して、子どもから高齢者まで、それぞれの世代に応じた特徴的な取り組みを行ってきました。

健康いっしき21計画

旧一色町では、「健康いっしき21計画(平成21年8月改訂)」において健康的な食生活の推進を図ってきました。朝食の欠食防止や地産地消の推進について、食事の栄養バランスや普段の運動の啓発と合わせて取り組んできました。

旧幡豆町では、食育に係る独自の計画を策定していませんでしたが、学校給食における地産地消の推進や農漁業体験など、食に関する独自の事業を行ってきました。

(3) これまでの主な取り組み

子どもが食育を学ぶ機会の充実

食育ノートの活用

「食育ノート」とは、食を学ぶための書き込み式のノートです。寺津小中学校では、平成11年度より先進的に食育科の授業が行われており、そこで用いられた教材を発展させたものです。現在は市内の小学校1・2年生全員に食育ノートを配布し、栄養教諭を中心に、食育ノートを使った授業が行われています。はしや食器の持ち方、食事の基本的なマナー、簡単な食品分類を学んだり、栄養士や給食調理員の仕事の様子などを学ぶ中で、感謝の気持ちを養っています。



幼児食育チャレンジ表の活用



園児を対象に食育を分かりやすく普及するため、「幼児食育チャレンジ表」を作成しました。これは、園児がお父さんやお母さんと一緒に、2週間の食生活について、どのようなものを食べたかなどを、色ぬりをしながら学んでいくというものです。これによって、幼児のうちから正しい食生活が身につくとともに、保護者の方の意識改革にもつながります。「幼児食育チャレンジ表」は平成23年1月から、市内の保育園・幼稚園で配布し、実施しています。平成22年度は西尾地区の22園のほぼ全ての5才児995人を対象に実施し、親子が食事について会話する機会が増えるなどの効果がありました。

食育紙芝居の作成

保育園・幼稚園の園児に食育を分かりやすく教えるため、「食育紙芝居」を作成しました。「西尾市食育キャラクター」も登場し、朝ごはんを毎日食べることと、バランス良く食べると良いことに気づかせる内容になっています。

食育紙芝居は平成23年度に市内の園へ配布し、各園で活用しています。



食育に関する生涯学習の推進

西尾版食育プログラムの作成（メインプロジェクト「伝えよう！にしおの食育の大切さ」）



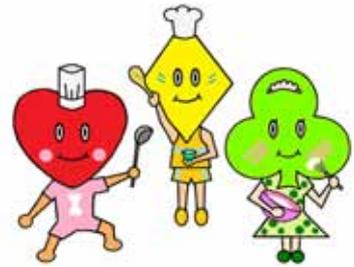
全ての方が食育への取り組みを楽しみながら継続していくことができるよう、西尾独自の「食育プログラム」を作成し、その普及を図っています。「食育プログラム」は、「食育ノート」のいわば大人版として、学校関係者、栄養士、農林水産業関係者、公募委員などで構成される検討委員会でそれぞれの専門的な知識や意見を出し合いながら作成しました。

現在、各施設のカウンター等に設置したり、料理教室やふれあいセンター講座等で活用するなど、約 2,000 部を配布しました。また、市のホームページでダウンロードできるようになっています。

食育キャラクターの作成（メインプロジェクト「楽しく食事をしよう！運動」）

食育を楽しく普及していくため、「楽しく食事をしよう！運動」の一環として、市内の小学校 1・2 年生を対象に平成 21 年度の冬休みの期間中に「西尾市食育キャラクター」の募集を行いました。応募された 869 点の作品の中から、西尾市食育キャラクター「ハートン、ダイヤモンド、みつばちゃん」が決定しました。

西尾市食育キャラクターは「幼児食育チャレンジ表」や「食育プログラム」、「給食だより」など、食育を啓発するための様々な場面に登場しています。



食育講演会の開催



平成 21 年 6 月 27 日に西尾市食育推進計画の策定を記念して、西尾市役所で食育講演会を開催しました。この講演会は、『豊かな人間形成のために食育を知ってください』と題して、西尾市食育推進会議会長の上原正子先生と、学校栄養職員の富田直美先生を講師として招き、食育について分かりやすく講演をしていただきました。

講演会には約 100 名の参加者がありました。参加者からは、「ただ聞くだけでなく参加型だったので、楽しく覚えることができました。」「バランス良く食事をとり、楽しく食べる大切さを知りました。」などの感想がありました。

「食」に関する体験やイベントの充実

各種料理教室の開催



西尾市では、子ども向け料理教室、親子料理教室、地産地消料理教室など、各種料理教室を各課がそれぞれのテーマで年に全 15 回ほど行っています。特に、平成 22 年度からは若い世代に食育を広めるため、婚活料理教室「ここからキッチン」を開催し、初めて開催された平成 22 年 11 月には男女あわせて 22 名の参加者があり、話題となりました。

農業体験学習の機会の充実

地元の農家などのご協力のもと、親子による田植え・稲刈り・餅つき体験を開催しています。また、JA 西三河が主体となって、市内の小学校 5 年生を対象に、「教育ファーム」として、田植え・稲刈り・かかし作り等の農業体験授業を行い、子どもたちが「食」の生産から学ぶ機会を提供しています。



市内に開設されている 3 箇所の市民農園（善明町 47 区画、丁田町 18 区画、寄近町(NPO 法人楽農園)30 区画）は人気が高く、ほとんどの区画が使用されています。市民農園では年 2 回栽培講習会を開催しており、利用者が野菜の育て方を学んでいます。

地産地消に関するイベントの開催



西尾市では、市内の特産品を PR し地産地消を促進する各種イベントを開催しています。西尾市農林水産振興展「アグリフェア西尾」（平成 21 年 10 月、平成 23 年 11 月開催）では、生産者が西尾市で生産された抹茶、野菜、花き、うなぎなどを販売し、生産者と消費者との交流を深めるとともに、地産地消について考える機会にもなりました。また、食育のブースも設置し、パネルで料理教室の紹介などを行いました。

その他、毎年行われている「西尾の抹茶の日記念行事（10 月中旬）」や「うなぎまつり（5 月下旬）」などでは西尾の地域ブランドに触れる機会を提供しています。

- 2 西尾市の現状と課題

(1) アンケート調査の概要

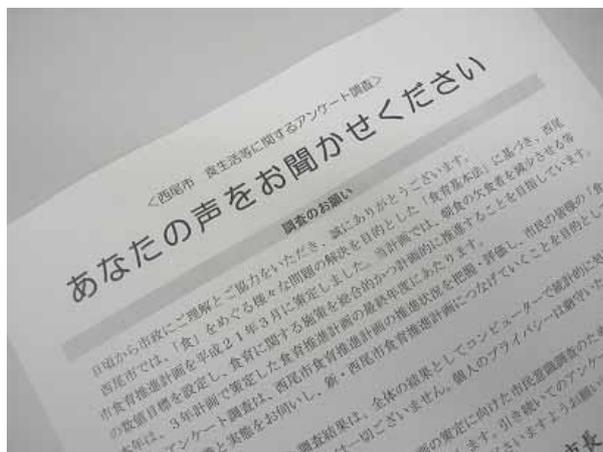
「第1次西尾市食育推進計画」及び「吉良町食育推進計画」では、食育推進の達成状況を評価するために、いくつかの評価指標を掲げ食育の取り組みをしてきました。評価指標に対する達成状況と、西尾市の食育の現状と課題を把握するため、15歳以上の市民及び小中学生を対象に「食生活等に関するアンケート調査」を実施しました。

「食生活等に関するアンケート調査」の概要

	一般市民アンケート調査	小中学生アンケート調査
調査対象	市内在住の15歳以上の男女	市内在住の小学3・5年、中学2年の男女
調査方法	郵送調査	学校を通じた調査
調査時期	平成23年8月	平成23年9月
標本数	3,000	-
回収数	1,224(回収率40.8%)	1,448

一般市民アンケート調査の回収率は40.8%と、前計画策定の際に行われた一般市民アンケート調査(平成20年9月)の回収率45.3%よりも低くなっていますが、これは、本アンケート調査が「第7次西尾市総合計画策定業務に係る意識調査アンケート」と同時に実施され、回答項目が前回よりも増加したことに起因すると考えられます。

前回の標本数は2,000でしたが、市町合併により人口が増えたことから、標本数を3,000に増やして調査を行いました。また、第1次西尾市食育推進計画が一般市民18歳以上を対象に目標を設定しているのに対して、「第7次西尾市総合計画策定業務に係る意識調査アンケート」が15歳以上を対象としているため、それに合わせて15歳以上で一般市民アンケート調査を行っています。



(2) 前計画の達成状況

「第1次西尾市食育推進計画」及び「吉良町食育推進計画」の達成状況を、食生活等に関するアンケート調査結果等をふまえて整理します。

第1次西尾市食育推進計画

評価指標	対象者	H20 の値	目標値 (H23)	結果 (H23)	H20 との 差	目標値 との差
食育に関心のある人の増加	18 歳以上	63.3%	90%	67.3%	4.0%	-22.7%
地産地消という言葉を知っている人の増加	小中学生	35.4%	50%	51.7%	16.3%	1.7%
	18 歳以上	67.4%	80%	80.5%	13.1%	0.5%
学校で習ったことを家族で話し合う子の増加	小中学生	17.7%	40%	29.9%	12.2%	-10.1%
ひとりで朝食を食べる子の減少	小学生	16.4%	5%	22.4%	-6.0%	-17.4%
	中学生	47.0%	25%	50.5%	-3.5%	-25.5%
毎日の食事が楽しいと思う人の増加	小中学生	70.3%	85%	78.3%	8.0%	-6.7%
	18 歳以上	62.1%	80%	66.9%	4.8%	-13.1%
ほとんど毎日朝食を食べる人の増加	小中学生	90.2%	100%	87.7%	-2.5%	-12.3%
	30 歳未満男性	63.6%	85%	71.0%	7.4%	-14.0%
	30 歳代男性	70.0%	85%	75.8%	5.8%	-9.2%
食事バランスガイドを参考に食生活を送っている人の増加	18 歳以上	53.0%	60%	59.4%	6.4%	-0.6%
食育に関する行動や活動をする人の増加	18 歳以上	28.7%	40%	15.8%	-12.9%	-24.2%
学校で習ったことで食生活を変えたことがある子の増加	小中学生	9.7%	15%	12.3%	2.6%	-2.7%
「食育プログラム」を知っている人の割合	全市民	-	30%	12.1%	-	-17.9%



吉良町食育推進計画

評価指標	対象者	H20 の値	目標値 (H24 ¹)	結果 (H23)	H20 との 差	目標値 との差
朝食を欠食する児童・生徒の割合	小学6年生 結果は小学5年生	4.0%	0%	8.0%	-4.0%	-8.0%
	中学3年生 結果は中学2年生	7.5%	3%	16.7%	-9.2%	-13.7%
肥満児童・生徒の割合（肥満度 20%以上）	小学生	8.3%	5%	8.2%	0.1%	-3.2%
	中学生	8.5%	5%	9.3%	-0.8%	-4.3%
適正体重を維持することができる食事量を知っている人の割合	20歳以上	60.0%	66%	60.1%	0.1%	-5.9%
むし歯のない3歳児の割合	3歳児 結果はH22値	64.5%	77%	81.7%	17.2%	4.7%
おやつの内容に問題のある幼児の割合	1歳6か月児 結果はH22値	37.8%	35%	32.7%	5.1%	2.3%
定期的に歯科健診を受ける人の割合	20歳以上	20.2%	25%	26.4%	6.2%	1.4%
外食や食品購入の際に栄養成分表示を参考にする人の割合	20歳以上	11.4%	19%	7.3%	-4.1%	-11.7%
1日1回は家族などと食事をする人の割合	20歳以上	60.1%	68%	91.7%	31.6%	23.7%
ノーテレビ・ノーゲームデーを 実践する人の割合	小学生 結果は小学5年生	58.4%	70%	50.8%	-7.6%	-19.2%
	中学生 結果は中学2年生	10.9%	30%	23.0%	12.1%	-7.0%
農林漁業体験学習の取組を全学年で実施している小学校の割合	小学校 結果はH22値	2校	増加	3校	1校	1校
学校給食における町内産物を利用する割合（野菜及び果実）	小中学校	23.0%	増加	2	2	2
箸を正しく持てる児童の割合	小学6年生	56.4%	70%	65.3%	8.9%	-4.7%
学校給食における残菜量 （主食を除いた1食当たりの平均）	小中学校	20.1g	18g	17g	3.1g	1g
「いいともあいち推進店」の登録数	店舗	5店	増加	6店	1店	1店
エコファーマーの認定者数	農業者	26人	35人	26人	0	-9人

1 目標値は平成24年度の値として設定されていますが、市町合併による本計画への統合・改定のため平成23年度現在で評価をします。

2 市町合併のため旧吉良町の値の調査が不能

(3) 評価と課題

食生活等に関するアンケート調査結果等から分かった西尾市の食育の現状をふまえて、現状の評価と課題を以下に整理します。

「食育」は知っているが、実践している人が少ない

「食育」という言葉を知っている人の割合は、18歳以上で88.1%であり、平成20年の85.6%よりも若干増加が見られるものの、ほぼ横ばいの状態でした(図1)。全国(内閣府「食育の現状と意識に関する調査」平成22年12月)では、平成22年度の「食育」という言葉の周知度が74.0%(20歳以上)であったことから、西尾市における周知度が高いことが分かりました。



一方で、「食育」について関心を持つ人(「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」と回答した人)の割合は67.3%であり(図2)、目標値の90%を下回っていると同時に、全国値の70.5%に比べて僅かに低くなっています。また、「食育」に関する何らかの日常的な行動や地域での活動をしている人の割合は、18歳以上で「積極的にしている」、「できるだけするようにしている」と回答した人が15.8%と少数でした(図3)。

多くの人に食育に関する理解が進むように、家庭、学校、地域でそれぞれ食育を推進していくとともに、生涯にわたって食育の実践を続けられるよう、食育活動の場を作ることも必要です。

図1

「食育」という言葉を知っている人の割合

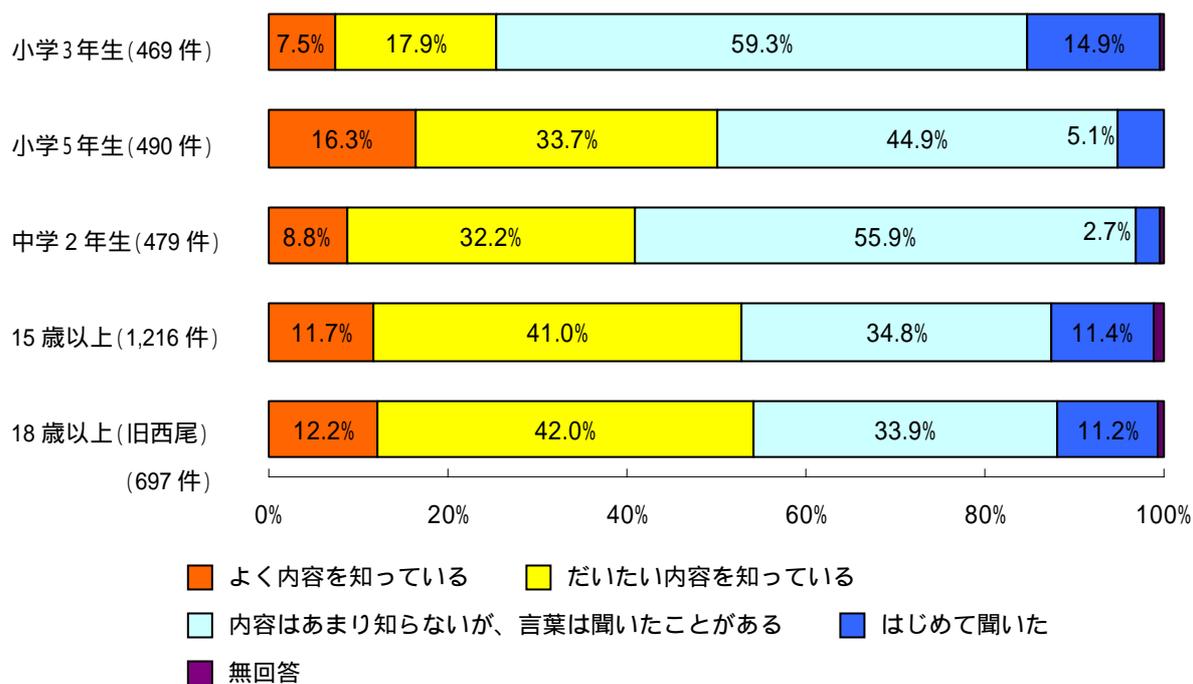


図 2

「食育」について関心がある人の割合

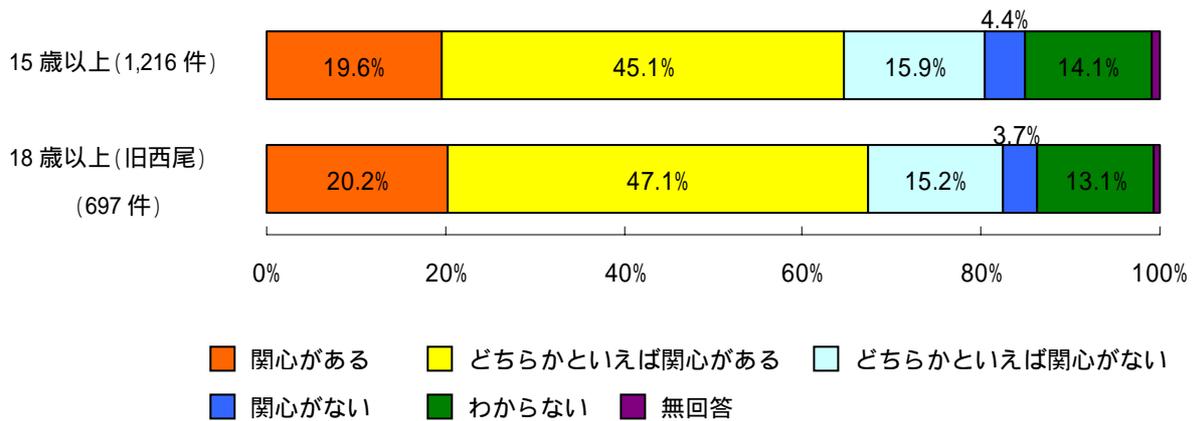
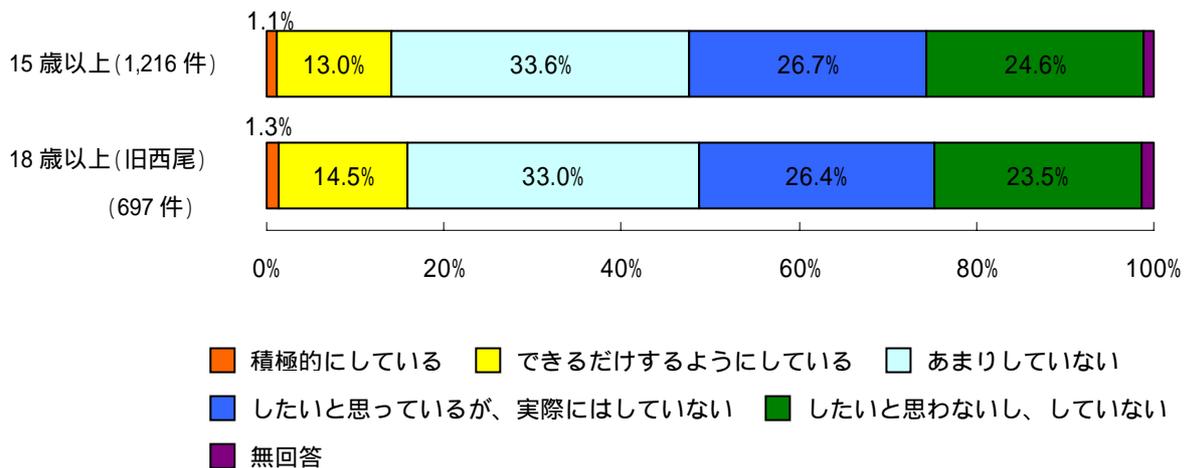


図 3

「食育」に関する何らかの日常的な行動や地域での活動をしている人の割合



朝食を食べない人がいる

朝食を欠食すると、体温がなかなか上がらず体調が低下したり、やる気や集中力が欠如する等の影響があると言われてしています。朝食をほとんど毎日食べる人の割合は、小中学生で 87.7%となっており、1 割以上の子供が朝食を食べない日があることが分かりました(図 4)。朝食をほとんど毎日食べる小中学生は、平成 20 年の 90.2%よりも低くなっており、重点的な改善が必要です。大人では特に若い世代で朝食の欠食率が高く、18~29 歳男性でほとんど毎日食べる人の割合は 71.0%でした。

朝食を食べない理由として、小中学生では「時間がない」という回答が 48.3%と一番多く見られました(図 5)。就寝時間が遅くなると、朝起きられなくなり欠食の頻度が高くなると言われており、「早寝早起き朝ごはん」の取り組みを強化し、生活リズムを整える必要があります。また、保護者が欠食することにより、子どもの欠食の割合も高くなると考えられます。アンケート調査においても「食べる習慣がない」と回答する小中学生が 15.6%いることから、家族ぐるみで朝食を食べることを勧めていく必要があります。

図 4

朝食を食べる人の割合

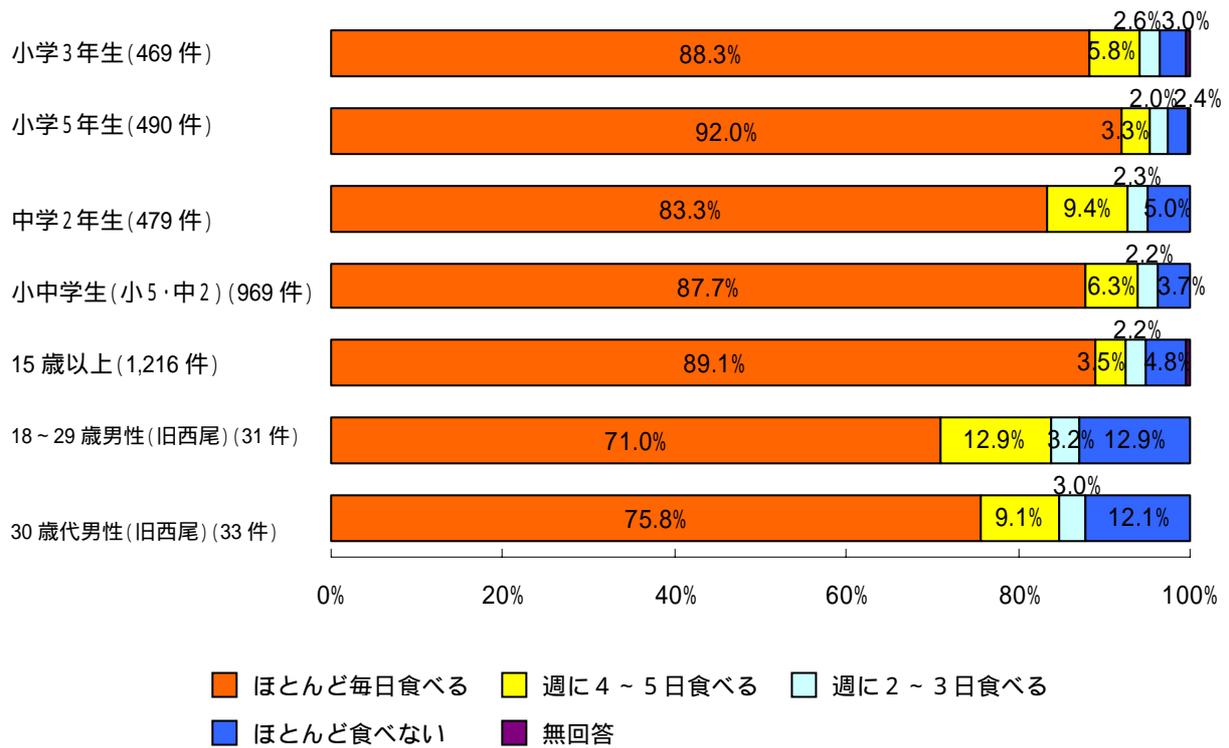
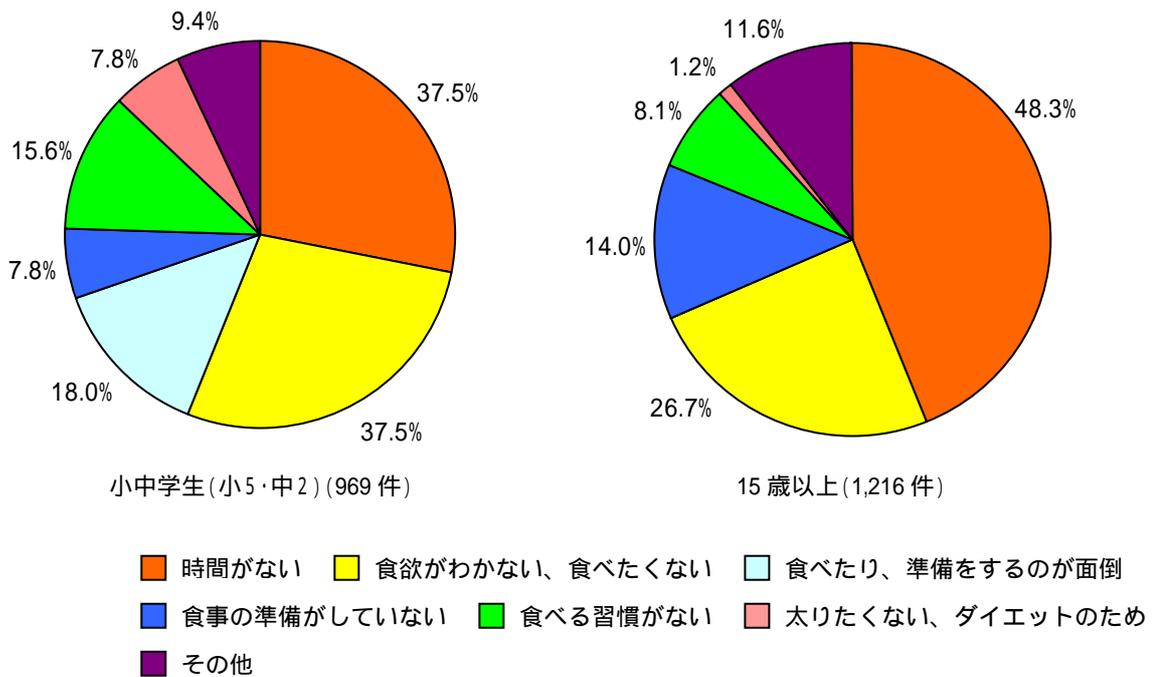


図 5

朝食を食べない理由（複数回答）



その他の理由 小中学生 ・土日は昼まで寝ているから ・嫌いなものが出るから
 15歳以上 ・朝が極端に早いから ・夜勤のため ・遅く起きるから

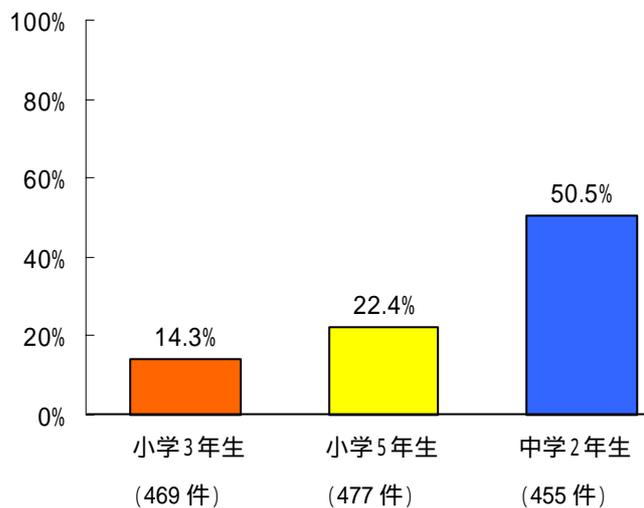
孤食の子どもがいる

「孤食」は文字通り一人で食べるという意味ですが、主に子どもが一人で朝食をとることを問題視して使われる言葉です。アンケートでは、一人で朝食を食べる子の割合は、小学3年生で14.3%、小学5年生で22.4%、中学2年生で50.5%と、学年が上がるにつれて多く見られます。また、平成20年の値（小学5年生16.4%、中学2年生47.0%）よりも高くなっています。

食事は栄養素を摂取するだけが目的ではなく、家族のコミュニケーションを深め、マナーを習得するためにも重要な役割を果たしています。しかし、社会の変化などにより、家族そろって食事をするという当たり前の習慣が壊れつつあります。子どもたちが家族そろって食事ができるような取り組みが必要です。

図6

一人で朝食を食べる子の割合



「地産地消」が根付いてきている

「地産地消」とは、地元で生産されたものを地元で消費するという意味の言葉です。近年、食品を購入する際には、安全・安心な食材を求める志向が高まっています。「地産地消」は地元で作られたものが新鮮なうちに食べられるだけではなく、輸送のコストやエネルギーを減らしたり、地域を活性化することにもつながります。アンケート調査では、「地産地消」という言葉を「知っている」、「だいたい知っている」と回答した人は、小学5年生で43.4%、中学2年生で60.1%、18歳以上で80.5%でした(図7)。いずれも平成20年の値(小学5年生35.0%、中学生35.9%、18歳以上67.4%)より高くなっており、平成23年目標値(小中学生50%、18歳以上80%)を達成しています。多くの人に「地産地消」という言葉が浸透してきていることがうかがえる結果でした。

一方で、西尾市産の農林水産物を優先して購入している人について、「積極的にしている」、「できるだけするようにしている」と回答した人は15歳以上で48.5%と半数以下となっています。普段の食事で地場産物を取り入れてもらえるために、地元産の食材を手に入れられる場所やイベントを充実させるとともに、地元特産物のブランド化(資料2)を進め、消費拡大を図ることも重要です。

また、学校給食における地場産物(県内産品)の利用割合は、地区によって37~55%であり(図9)全国平均の26.1%(平成21年度文部科学省調べ)より高い水準にあります。愛知県や西尾市では、種類が豊富な農林水産物がとれるため、学校給食においても利用しやすい環境にあります。今後は、さらに利用率が上がるように、生産者や農協等と連携をとりながら、地場産物の供給体制を強化していくことが重要です。



図7

「地産地消」という言葉を知っている人の割合

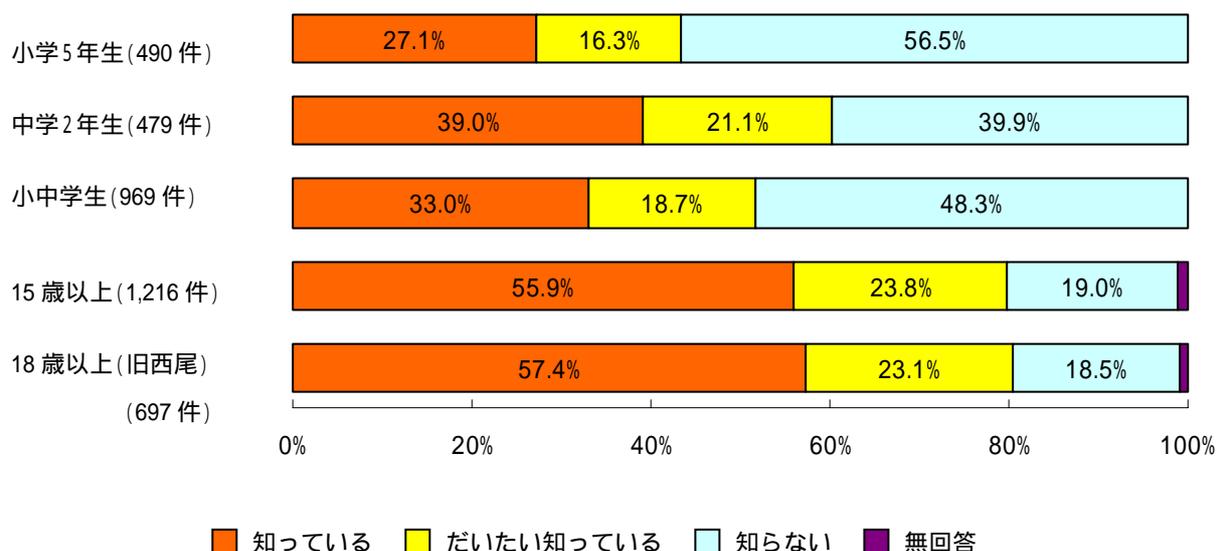


図 8

西尾市産の農林水産物を優先して購入している人の割合

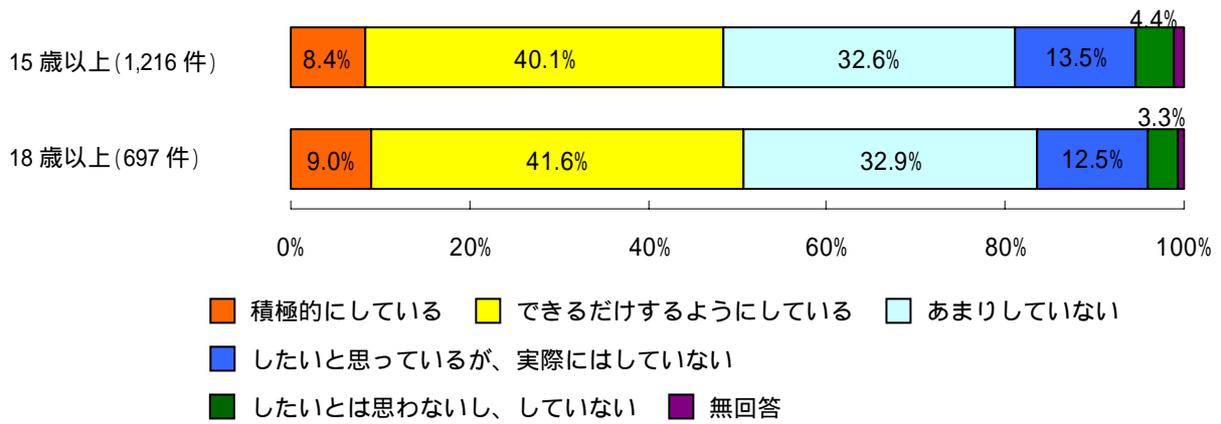
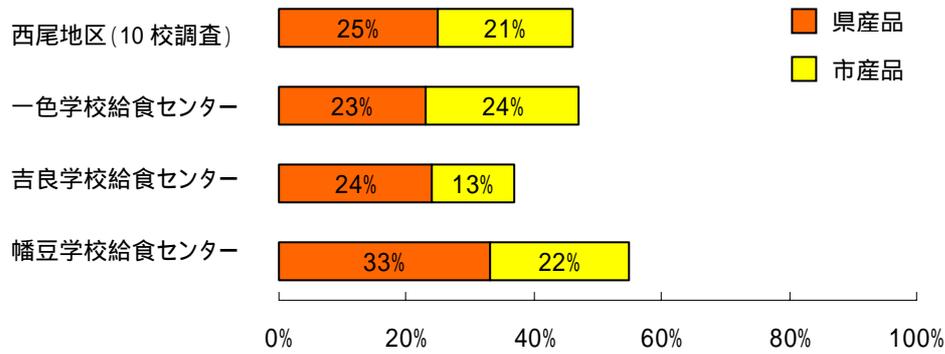


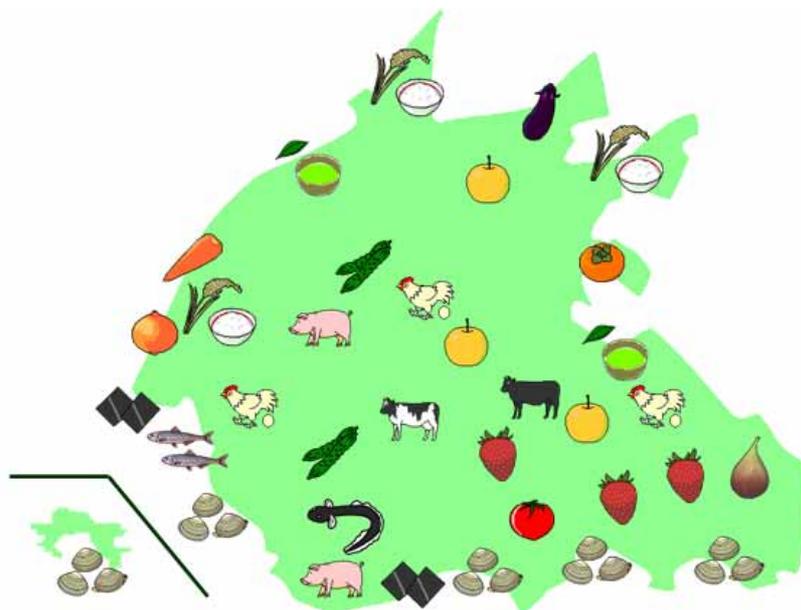
図 9

学校給食における地場産品の利用割合



地場産品の割合は「(地場産品数) / (食品数) × 100%」で求める。

「地場産品活用状況調査」平成 23 年 6 月



資料 2

地域ブランド（地域団体登録商標）

「地域ブランド（地域団体登録商標）」とは、特産品、伝統工芸品、温泉などを、密接なつながりのある地域名とあわせてつくられたブランド（銘柄）のことです。西尾市では「西尾の抹茶」と「一色産うなぎ」が登録されています。



西尾の抹茶

愛知県の中央部に流れる矢作川がもたらす豊かな土壌と温暖な気候が西尾の抹茶の生産に最適で、非常にまろやかな味わいと驚色の綺麗な明るい色を特徴とし、日本でも有数の生産量を誇り全国各地及び世界各国に出荷されています。

一色産うなぎ

一色町では、古くから日本の代表的な食である「うなぎ」の養殖が盛んに営まれ、日本一の生産量を誇っています。すべての養殖池が矢作川水系の清流水を活用しているため、より天然に近い状態で生産され、自信を持って消費地に送り出しています。



肥満や痩身などへの対策が必要となっている

近年では、食生活の悪化に起因する男性の肥満や若い女性の過度な痩身が問題となっています。アンケート調査では、自分の適性体重について「知っている」「だいたい知っている」と回答した15歳以上の人は85.7%と、大多数の人が自分の適正体重を認識していることが分かりました（図10）。

また、自分の適正体重を維持することができる食事量を「知っている」「だいたい知っている」と回答した15歳以上は57.4%と、半数以上の人々が認識しています（図11）。

その一方で、体重コントロールを実践している人は15歳以上で38.7%にとどまり、自分の適正体重を認識していても、体重コントロールをしている人が少ないことがうかがえます（図12）。がん、高血圧、歯周病などの生活習慣病を防止するために、メタボリックシンドロームや過度な痩身にならないように予防対策が必要です。

図 1 0

自分の適正体重を知っている人の割合

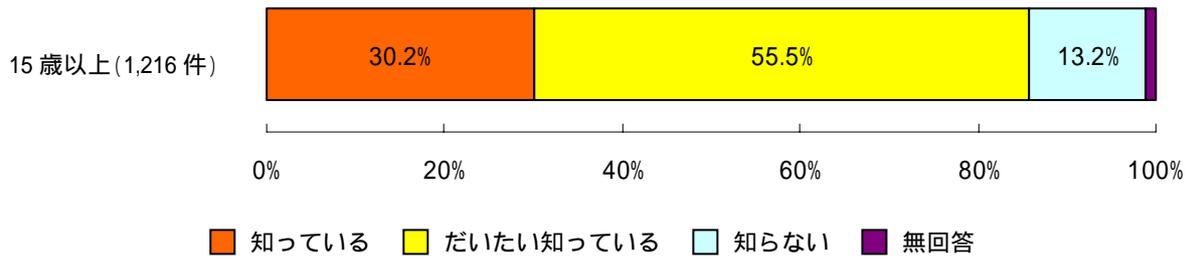


図 1 1

自分の適正体重を維持することができる食事量を知っている人の割合

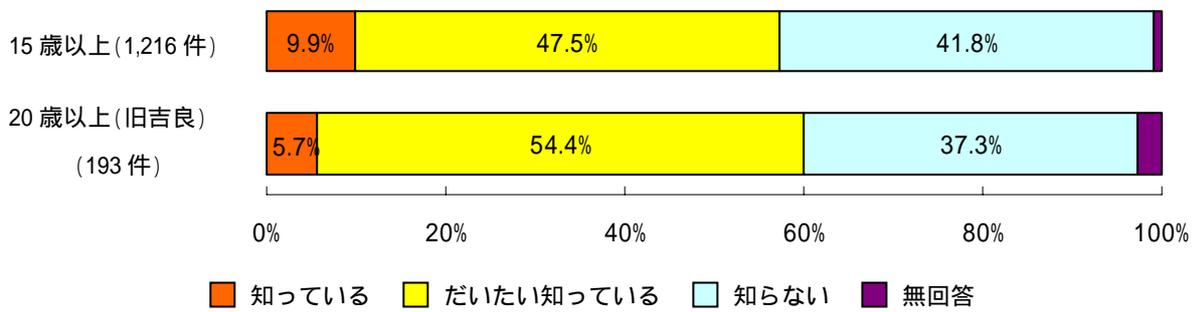
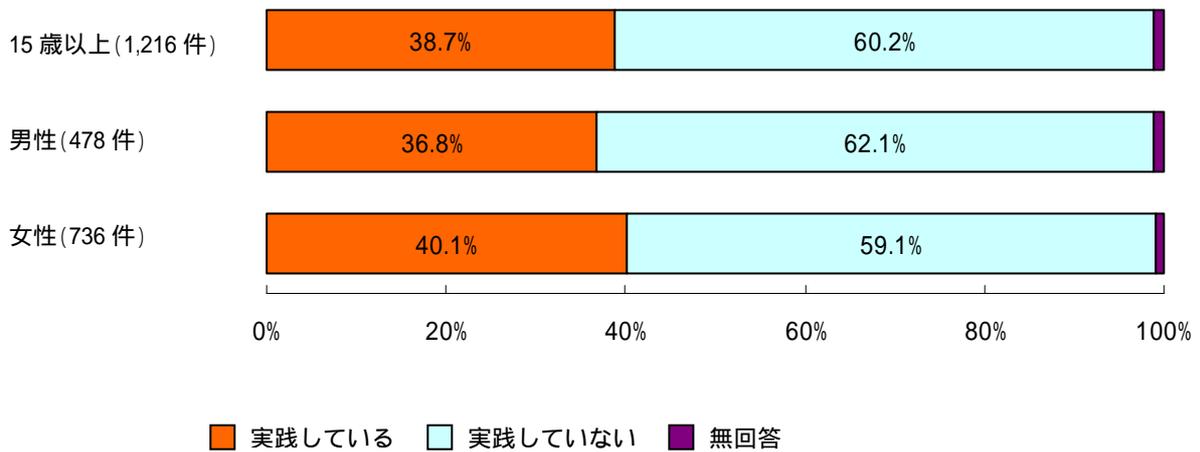


図 1 2

体重コントロールを実践している人の割合



第 章

計画の考え方と体系

- 1 計画の基本コンセプトと考え方

<計画の基本コンセプト>

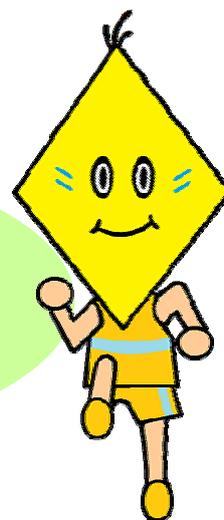
いただきます！おうちごはんからはじめよう、食育の“Wa”



自然のめぐみ、食事を作ってくれる人、農畜産物を育てたり漁業をしている人などへの感謝の気持ちを持って「いただきます！」



家族で囲む食卓は「食」の基本となります。できることから1つずつ「おうちごはんからはじめよう！」



「食」を通じたコミュニケーションで家庭の“和”を築き、さらに、食育の活動を通じて地域の“輪”に参加して「食育の“Wa”」を広げていこう！



考え方

この計画は、「いただきます！おうちごはんからはじめよう、食育の“Wa”」を基本コンセプトとし、以下の3つを基本的な考え方として西尾独自の食育を進めていきます。

はぐくもう「感謝のきもち」

わたしたちが毎日食べる食事は、食べ物のいのちの恩恵はもちろん、生産者、食品業者、料理を作ってくれる人など、様々な恩恵や努力によって成り立つものです。「食」の生産から消費に至るまでの過程を学校の授業や体験活動等を通じて学んだり、食べ物に対して、常に「もったいない」という精神で、毎日食事ができることに「感謝のきもち」を持つことが大切です。

また、日常的な食生活が環境に与える負荷を認識し、環境への意識を高めていくとともに、地産地消の推進などを通じて、環境にやさしい食育を推進します。

家庭でつくろう「元気の源」

家庭での食事は、食育に取り組む上での大切な第1歩です。普段から栄養バランスのとれた食生活や食事のマナーなどをしっかりと身につけ、習慣化することで、健康でいきいきとした「元気の源」を家庭で築くことが必要です。また、外食の機会が多かったり、普段は料理をしない人も、自ら食について考え、簡単なものから作ってみたりするなど、できることから始めることが大切です。

広げよう「家庭の和」から「地域の輪」

日々の食事は、栄養を摂るだけでなく、家族や友人とコミュニケーションを楽しみ、豊かな人間性をはぐくむ上で大切な時間です。特に、子どもが1人で食事をする等の「孤食」をできる限り少なくし、「家庭の和」を築くことが重要です。

また、地域活動やボランティア、食育イベントなどに積極的に参加し、食育を通じて地域の魅力を再発見するとともに、食育をそれぞれの立場が協働して推進する体制を作り、食育を通じた「地域の輪」を広げていきます。

- 2 計画の体系

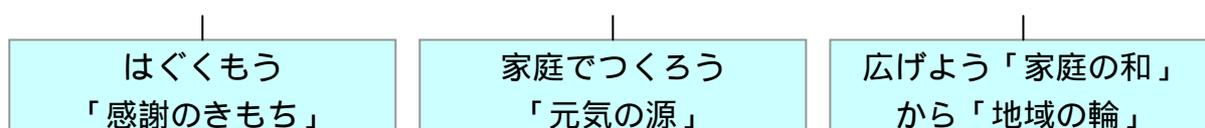
“はぐくもう「感謝のきもち」、家庭でつくろう「元気の源」、広げよう「家庭の和」から「地域の輪」”の3つを基本的な考え方として食育を推進していくためには、多くの市民の主体的な参加が必要です。そのためには、まずは「食育の大切さを知る」こと、そして「行動する」こと、さらに「取り組みの輪を拡げていく」ことが必要となります。

こうした視点から、この計画では、「知ろう！学ぼう！食育」「やってみよう！食育」「みんなで参加しよう！食育」という西尾独自の3ステップのプロジェクトに取り組んでいきます。

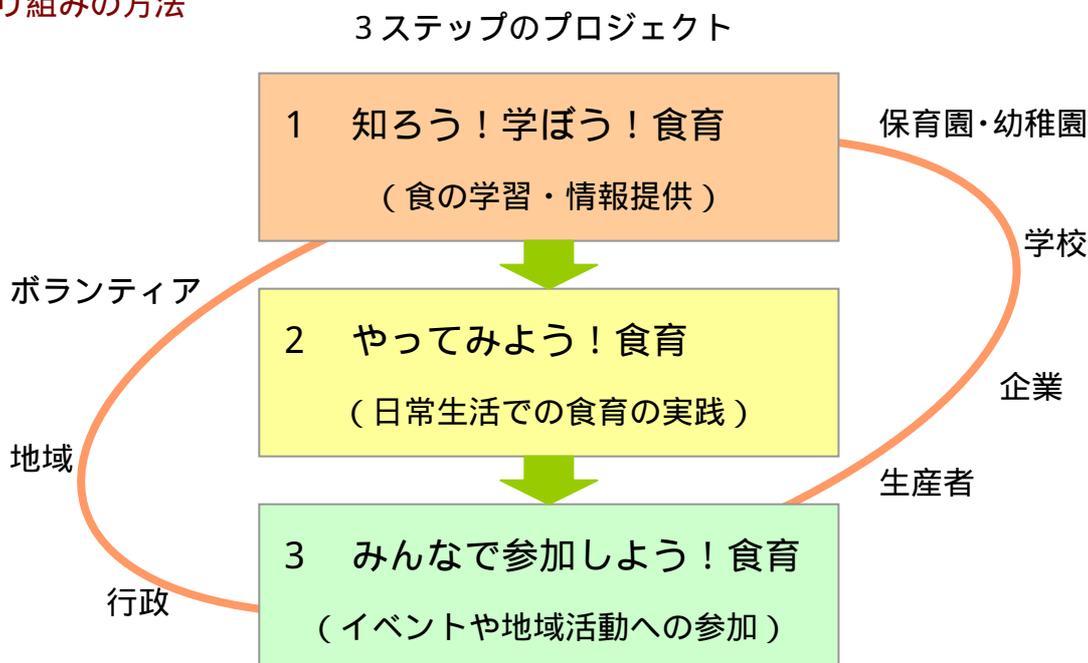
3ステップのプロジェクトには、それぞれ、市民が行動すべきこと、市が行うこと、学校、職場、地域などで行うべきことなどが含まれます。

基本的な考え方

いただきます！おうちごはんからはじめよう、食育の“Wa”



取り組みの方法



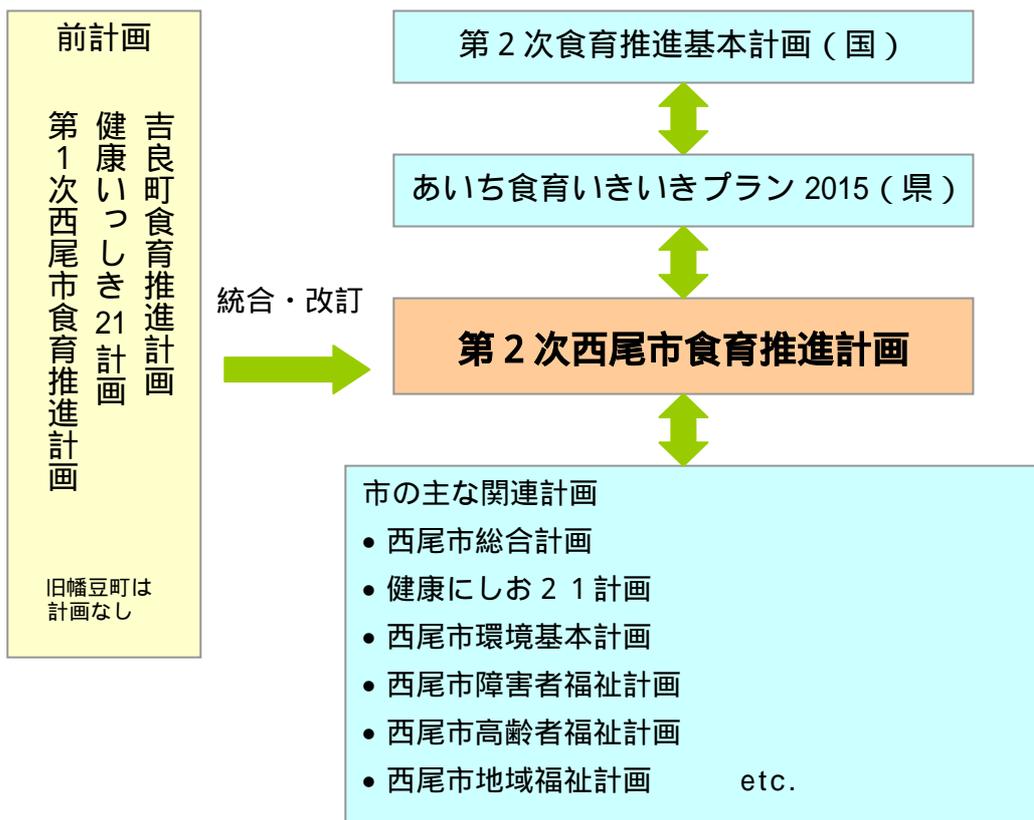
- 3 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第 17 条第 1 項に基づき、市における食育の推進に関する施策についての計画として策定したもので、国の「第 2 次食育推進基本計画（平成 23 年度から 27 年度）」及び愛知県の「あいち食育いきいきプラン 2015（第 2 次愛知県食育推進計画 平成 23 年度から 27 年度）」を基本として策定しています。

この計画は、全ての市民が、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場面で、地域に根付いた「食育」に取り組むための指針となるものです。市民一人ひとりが食の大切さを理解し、「食育」を通じて様々な問題に働きかけることができる知識と力を習得し、多様な食育運動を活発化していくことを目的としています。

また、この計画は第 1 次計画を基盤として、「吉良町食育推進計画」など、平成 23 年 4 月に西尾市と合併する以前の一色町、吉良町、幡豆町の関係する計画の内容を引き継ぐものです。

この計画は、食育を総合的に推進していくために、「西尾市総合計画」及び関連する市の諸計画（「健康にしお 2 1 計画」、「西尾市環境基本計画」等）と整合した計画としています。



- 4 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。以降、計画の達成状況や社会環境等の変化を踏まえながら見直しを行い、継続していくものとします。

- 5 計画の推進体制

各種事業は、西尾市食育推進会議の他、以下の会議、委員会を設置し、それぞれ連携を図りながら西尾市の食育を進めていきます。また、全市民が参加・協力して食育を推進するネットワークの構築を検討し、多く市民が参加できる体制をつくります。

西尾市食育推進会議

この会議は、有識者、保健関係者、学校関係者、幼稚園・保育園関係者、農漁業関係者、食品業者、公募委員から構成される会議で、食育の推進に対する審議や評価を行う中核的な組織です。

事務局 農林水産課

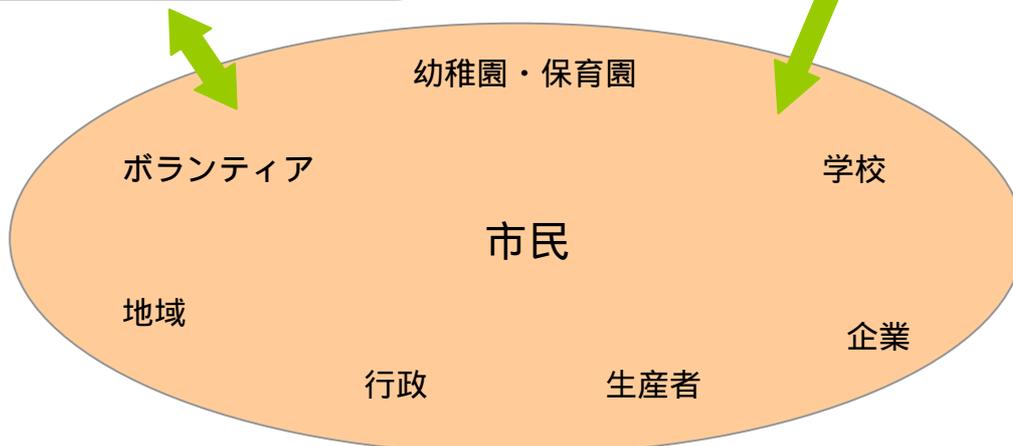
会長 愛知みずほ短大 上原正子教授
ほか、保健所、栄養士会、食生活改善クラブ、保育園父母の会、幼稚園 PTA、小中学校 PTA、小中学校校長会、JA 西三河、JA 西三河女性部、農村生活アドバイザー協会、商工会議所、(株)JA 西三河サービス 漁協関係者、及び公募委員

食育庁内連絡会議

食育の取り組みのある課で構成される会議で、西尾市の食育推進事業を円滑に進めるための情報共有・情報交換を行います。

関係課

福祉課、健康課、商工観光課、市民協働課、環境保全課、ごみ減量課、学校教育課、子ども課、生涯学習課、農林水産課（事務局）



第 章

食育推進への取り組み

- 1 3ステップのプロジェクト

ステップ1 知ろう！学ぼう！食育

(食の学習・情報提供)

～まずは知り、学ぶことから始まる食育の推進～

(1) 考え方

食育を推進するためには、まず、「食育」の大切さを知ってもらい、一人ひとりの行動の変化につなげていく必要があります。ステップ1「知ろう！学ぼう！食育」では、食育についての教育・学習機会や情報提供の充実などを通じて、市民それぞれの主体的な取り組みの活発化をめざします。

「食育」に関心を持とう！

市民みんなが、「食育」という言葉の意味を理解し、具体的な行動に移すことができるよう、様々な場面で「食」に関する情報提供を行い、関心をもってもらう必要があります。また、子どもの保護者や妊娠中の女性など、ライフステージに応じた個別の課題を持つ人に役立つ情報提供を充実していくことも大切です。そして、だれもが、自ら進んで積極的に食育を学ぶことができるよう、生涯学習の機会を充実することも必要です。

学校で「食育」を学ぼう！

子どもたちは学校で積極的に「食育」を学ぶことが大切です。学校の教材である「食育ノート」で食べ物に関する知識を学んだり、学校給食で正しい食習慣や栄養などの健康に関すること、食べ残しなどの環境に関することなど、「食」を大切にすることを育む学習を充実していく必要があります。また、栄養教諭や学校栄養職員、給食調理員など、子どもの食育に携わる人への研修等も充実させ、アドバイザーとしての知識や技術の向上をめざします。

子どもたちの親に伝えよう！

子どもの食育は、親の意識や知識の影響を大きく受けます。子どもたちの親が自分の家庭の食生活を見直し、自信を持って子育てに取り組んで行けるよう、親世代に「食育」の大切さを伝えていく必要があります。「西尾版食育プログラム」を活用したり、食生活に関する相談会を開くなど、親子ともに正しい食生活が送れるよう情報提供をしていきます。

健康的な食生活を送ろう！

不適切な食生活や運動不足等は、肥満や痩身の原因となります。特に、成人男性のメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）や若い女性の過度な痩身の予防や改善のためには、普段の食事において何をどれだけ食べたらよいかを把握、判断し、一人ひとりに適した食事を取ることが重要です。そのため、健康教室等を開催し、それぞれの人に合った食生活等の指導をしていきます。

(2) 市民の行動指針

食育を推進するために、市民みんなが行動すべき指針（行動指針）を以下に掲げます。
できることから1つずつはじめてみましょう。

知ろう！学ぼう！食育 行動指針

市民みんなは	食育を積極的に学ぶ 食育に関心を持つ 食育の情報を積極的に活用する 食品の栄養成分表示を参考にする
子どもたちは	食について学び、食の大切さを知る 学校などで学んだことは、家でも実行する 食についてお父さんやお母さんと話をする
保護者は	幼稚園・保育園・学校での子どもの食事に関心を持つ 子どもが学んできたことを、家でも実行できるよう支援する 自ら積極的に食育を学び、子どもにも伝える
行政（市）は	食育について学習できる機会を充実する 健康に役立つ食育の情報を提供する 食生活の実態を調査し、様々な施策に反映させる 様々な場面で食育が浸透するようにする
学校・幼稚園・ 保育園では	生活を通じて食育を学び、身につけることができるよう指導する 子どもたちが食の楽しさを感じられる取り組みを進める 親の学習機会をつくる
地域では	市や学校の取り組みに積極的に協力する 食育を地域で学べる機会をつくる
企業は	ホームページや広告などで「食」への理解を深める情報を発信する 地域の食の情報を発信する 食育に関する情報を従業員に提供し、取り組みを支援する
生産者は	「食」への理解を深める情報を発信する 地域の食の情報を発信する 安全な食の生産について積極的に学ぶ

(3) 重点事業

生涯を通じて食育を学ぶ機会の創出

「幼児食育チャレンジ表」の実施

対象：5歳児と保護者
担当課：子ども課

「幼児食育チャレンジ表」を活用し、園児を対象に食生活に関して楽しく学べる機会を充実します。園児は色塗りをしながら「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをチェックしたり、「赤・黄・緑」の食材の区別を学ぶなど、「食」への関心の向上を図ります。また、保護者は食生活のことを子どもと話すことで「食」を通じたコミュニケーションの推進を図ります。

実施年度	実施計画
平成24年度	市内各園で実施
平成25年度	↓
平成26年度	市内各園で実施 取り組み内容の評価 内容の改定
平成27年度	市内各園で実施（改訂版）
平成28年度	市内各園で実施（改訂版） 効果の検証

「食育ノート」による食育推進

対象：小学生
担当課：学校教育課

西尾市独自の教材である「食育ノート」を広く活用し、食育に関する学習を充実します。はしや食器の持ち方、食事の基本的なマナー、食品分類を学んだり、栄養士や給食調理員の仕事の様子などを学ぶ中で、「食」に関する知識を習得するとともに、「食」への感謝のきもちを養います。

実施年度	実施計画
平成24年度	全小学校で実施 取り組み状況の調査・評価 随時、内容の見直しを図る
平成25年度	↓
平成26年度	5ヶ年継続
平成27年度	↓
平成28年度	↓

「西尾版食育プログラム」の普及

対象：市民
担当課：農林水産課

平成21年度に作成した「西尾版食育プログラム」を普及し、普段の食事や生活習慣について学ぶ機会を作ります。特に、食育を学習する機会の少ない大人を対象に食育の普及・啓発を図ります。

実施年度	実施計画
平成24年度	食育関連行事等での活用 効果的な普及方法の検討 広報を通じての配布の検討
平成25年度	↓
平成26年度	内容の改定 食育関連行事等での活用
平成27年度	↓
平成28年度	食育関連行事等での活用 効果の検証（アンケート）

(4) 関連事業

子どもが食育を学ぶ機会の充実

子どもたちが適切な食習慣を身につけるとともに、食事の楽しさや感謝の心を育むことができる教育の推進に努めます。

事業名	事業内容	対象者	担当
栄養教室	3色のお話、箸の持ち方マナー、食器の並べ方などを指導します。	5歳児	子ども課
食事づくりへの園児の参加	幼稚園・保育園での食事づくりに園児が参加することや、クッキング保育などを実施します。	園児	幼稚園 保育園
園児の手洗い指導	手洗いチェッカーを利用した手洗い指導を行います。	3～5歳児	幼稚園 保育園

給食の食べ残しについての学習

給食の食べ残しの現状を認識すること等を通じて、食べ残しがもたらす様々な影響や問題を学習する機会の充実に努めます。

事業名	事業内容	対象者	担当
食べ残しについての指導	給食時等に、食べ残しの問題を指導します。	全児童	幼稚園 保育園 学校
「くるみ会」との連携による学習	給食の食べ残しを使った堆肥づくりを行っている「くるみ会」と連携し、子どもたちの意識を高める学習を推進します。	小中学生	学校教育課

子どもの食事に関する保護者への情報提供の充実

子どもの健康に必要なバランスのとれた規則正しい食事のとり方について、保護者が適切な知識を持つよう支援します。また、子どもたちの幼稚園、保育園、学校での食事の実態を保護者に知らせることで、食への意識を高めるとともに、家庭での食生活にも活かせるよう支援します。

事業名	事業内容	対象者	担当
離乳食教室	離乳食の進め方についての講義・調理実習・試食などを行います。(前期・後期別)	保護者	健康課
子育てサークル食育講座	子育てサークル(未就園児)の親に、食事の大切さやバランスのよい食事のとり方の話をします。	子育てサークルの親	健康づくりボランティアグループ
食育だより・給食だよりの配布	食育だより・給食だよりを毎月発行し、保護者への情報提供を行います。	保護者	子ども課 学校
給食試食会	給食の試食会を行い、給食の実態に触れる機会をつくれます。	保護者	幼稚園 保育園
保護者に対する食事相談	子どもの食生活や栄養に関する保護者の相談に応じます。	保護者	幼稚園 保育園 学校 子ども課

母子の健康的な食生活についての情報提供

食事の栄養バランスに関する知識や日常生活で気をつけること等に関する情報を提供し、母子ともに健康的な食生活を実現できるよう支援します。また、妊娠・出産時など、特に配慮すべき時期にある人に対する情報提供の充実に努めます。

事業名	事業内容	対象者	担当
母子健康教育事業	各種教室において、各年齢、対象者に応じた食や食生活についての知識の普及を行います。	乳幼児と保護者	健康課
母子健康相談	各種健康相談事業や電話相談にて、個別に乳幼児の食や食生活について相談にのる中で、正しい食についての知識を伝えます。	乳幼児と保護者	健康課
マタニティ講座「妊娠中の栄養」	妊娠中の栄養についての講義と、貧血予防や減塩のための食事をつくる調理実習、試食などを行います。	妊婦	健康課
乳幼児健診事業	各種健診事業の中で食生活についての問診も行い、発育、発達に応じた乳幼児の食生活について指導を行います。	乳幼児と保護者	健康課

肥満や痩身などについての健康指導

がん、高血圧、歯周病などの生活習慣病を防止するために、メタボリックシンドロームや過度な痩身にならないように食生活等の指導をします。

事業名	事業内容	対象者	担当
成人健康教室	生活習慣病を予防する観点から、食育についての学習と実習、運動と栄養のとり方を指導する各種教室を行います。	市民	健康課
糖尿病教室	糖尿病予防のための正しい知識を伝えます。	市民	健康課
生活習慣病予防栄養教室	生活習慣病予防のための食生活の講義と実習で、規則正しい食と病態予防の食の普及を行います。	市民	健康課
健康相談	生活習慣病、栄養、歯科、その他心身の健康についての相談を行います。	市民	健康課
特定保健指導	国保特定健診の結果、動機付・積極的支援の対象となった人に対し、生活習慣改善についての目標と行動計画を設定し支援を行います。	該当者	健康課
ダイエットクラス	肥満予防のために生活習慣を見直し、実践できるよう支援します。	20歳以上	健康課

食育を学ぶ機会の提供

様々な世代の市民が自らの意思で食育について学ぶことができる機会の確保に努めます。

事業名	事業内容	対象者	担当
生涯学習講座等開催事業	生涯学習事業の中で食育に通じる講座等を実施します。	市民	生涯学習課
食生活改善推進員養成講座	食を通して健康づくりを推進する食生活改善推進員の養成講座を開催し、食の知識普及と人材育成を行います。	市民	健康課

食育関係職員の研修の充実

栄養教諭・学校栄養職員・給食調理員の研修の充実に努め、給食の献立の工夫と衛生管理に努めます。

事業名	事業内容	対象者	担当
学校給食夏期・冬期研修会	子どもたちにとって望ましい学校給食の提供を目的に、食品の合理的・衛生的な扱い、調理技術の向上などの研修を行います。(調理実習・試食会・衛生管理研修など)	栄養教諭、学校栄養職員、給食調理員	学校教育課 教育庶務課
調理員研修会	子どもたちにとって望ましい給食の提供を目的に、食品の合理的・衛生的な扱い、調理技術の向上などの研修を行います。(調理実習・試食会・衛生管理研修など)	給食調理員	子ども課
調理員おやつ講習会	望ましい手作りおやつの提供を目的に、調理技術の向上などの研修を行います。	給食調理員	子ども課

障害者の食育への支援

各種福祉サービス等を通じて、障害者の食の自立や食生活の充実などを支援します。

事業名	事業内容	対象者	担当
自立支援給付事業	居宅介護など、日常生活支援に関するサービス等を通じて、障害者の食の自立を支援します。	障害者	福祉課

食生活の実態把握

子どもたちの食生活の実態や市民の食育に関する現状を調査し、多様な施策への反映に努めます。

事業名	事業内容	対象者	担当
食生活アンケートの実施	5歳児を対象に、食生活の実態を調査します。食生活アンケートの結果は、保護者に情報提供し、子どもたちのよりよい食生活の実現につなげます。	5歳児と保護者	子ども課
食育に関するアンケート調査の実施	食育施策の推進状況を評価し、計画の見直しに活用するアンケート調査を実施します。	市民	農林水産課

ステップ2 やってみよう！食育

(日常生活での食育の実践)

～食生活、地産地消、環境への働きかけ～

(1) 考え方

ステップ2「やってみよう！食育」では、すべての市民が日常生活の中で気軽に取り組める食育を進めます。毎日の食生活の中で、地域の伝統食を再発見したり、地産地消を推進し、食を通じて環境を考え、働きかけるなど、一人ひとりができることから始められる食育を支援していきます。

家族そろって楽しく食べよう！

毎日の食生活において、家族そろって食事ができる機会を作り、家族のコミュニケーションを深め、食事の楽しさを感じることができる生活を実現していく必要があります。また、生活リズムを整えて朝食は必ず食べることを徹底していくことも大切です。普段の生活の中で意識し、比較的簡単に取り組める活動を中心に、毎日の食生活を見直していく必要があります。

食事のマナーを身につけよう！

正しい食事のマナーを身につけることは、気持ちよく食事をするにつながります。正しい食事マナーへの理解を深め、食事をする上で大切なマナーである「箸の持ち方」や、食への感謝の気持ちをこめた「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつを家庭や学校で子どもたちに教えていく必要があります。

西尾の産品を食べよう！

地産地消を推進するためには、地元の産品を地元で購入できる機会をつくるのが大切です。即売会等を開催し、地元の産品のPR活動等を通じて市民の安心や信頼感を高め、積極的な購入を促すとともに、地域の食文化や伝統食に関心を持つための機会づくりを進めます。

環境にやさしい食を考えよう！

食の生産と消費は環境と切り離せない活動であり、食を通じて環境を考えることはとても大切なことです。生産や消費を通じて廃棄される食の現実を知り「もったいない」という気持ちを育てることや、生産者と消費者の双方が環境にやさしい「食」を考えて活動していく必要があります。

(2) 市民の行動指針

食育を推進するために、市民みんなが行動すべき指針（行動指針）を以下に掲げます。
できることから1つずつはじめてみましょう。

やってみよう！食育 行動指針

市民みんなは	家族そろって食事をする 朝食を必ず食べる 地域の食文化に関心を持つ 環境に関心を持つ 地元の産品を積極的に消費する
子どもたちは	3食きちんと食べる 栄養のバランスを考えながら食事をする みんなで食事を楽しむ 地元の食材や伝統食に興味を持つ 箸を正しく持つ
保護者は	伝統食づくりを学び、子どもたちに食べさせる 3食かならず食べる、規則正しい食生活を送る 家族そろって食事をする
行政（市）は	西尾市らしい食育運動の活発化を支援する 関係各課と連携し、施策を進める 地産地消に関する施策を推進する 環境に関する施策を推進する 市民の食育の実践を支援する
学校・幼稚園・ 保育園では	食育の推進に協力する 給食を通じて食育を推進する
地域では	食育の推進に協力する 地元の産品を積極的に消費する 伝統的な食文化や伝統料理を伝える
企業は	食育の推進に協力する 地元の産品を活用した食育関連商品などを通じて、食育を推進する 廃棄リスクを最小限に抑えた生産・製造をする 従業員の食育に、組織的に取り組む
生産者は	食育の推進に協力する 生産物を地元で販売する 廃棄リスクを最小限に抑えた生産をする 環境負荷の少ない安全・安心な生産をする

(3) 重点事業

朝食の欠食の防止

地産地消の推進

「早寝早起き朝ごはん」運動の推進

対象：市民

担当課：学校教育課、関係各課

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。

文部科学省が推進している「早寝早起き朝ごはん」運動を学校、家庭、地域と連携して実施し、子どもの朝食の欠食をなくし、家族そろって食事をすることの大切さを伝えていきます。



実施年度	実施計画
平成 24 年度	全小中学校で実施 取り組み状況の評価
平成 25 年度	↓ 5ヶ年継続
平成 26 年度	
平成 27 年度	
平成 28 年度	効果の検証（アンケート）



学校給食を通じた地産地消の推進

対象：小中学生

担当課：学校教育課、教育庶務課

学校給食で地元の食材を食べることを通じて、そのおいしさや魅力を知り、地産地消への意識を高める取り組みの充実を図ります。

給食の提供体制をより充実し、安全で、衛生管理の行き届いたものとするとともに、地元産品の給食への活用を計画的に進めます。

実施年度	実施計画
平成 24 年度	全小中学校の給食で実施 地元産品の導入状況の調査・評価
平成 25 年度	↓ 5ヶ年継続
平成 26 年度	
平成 27 年度	
平成 28 年度	

(4) 関連事業

孤食の防止

朝食や夕食については、できるかぎり家族そろって食べることで、食事の楽しさや家族の団らんを感じ、3食を規則正しく食べる食習慣を身につけることを目指します。

事業名	事業内容	対象者	担当
「おうちでごはんの日」の普及	毎月19日を「おうちでごはんの日」として、家族や友人と一緒に家庭で夕食をとるよう普及啓発します。	市民	関係各課

食事のマナーの啓発

大切な食事のマナーである正しい箸の持ち方などを啓発し、子どもたちが楽しく食事ができるようにマナーを身につけることを目指します。

事業名	事業内容	対象者	担当
箸の持ち方の調査	小学生を対象に箸の持ち方を調査し、正しい持ち方を啓発する。	小学生	農林水産課 学校教育課

地産地消による購買活動の促進

地元の産品を購入できる場所をつくることを通じて、地産地消を推進できる環境づくりに努めます。

事業名	事業内容	対象者	担当
「道の駅」にしお岡ノ山運営事業	地元産の食材を販売する地域振興施設を運営します。	市民	商工観光課
西尾市農林水産振興展	地元農林水産物の即売会・体験会を開催し、特産物を市内外へ広くPRします。	市民	農林水産課
産直コーナー等の充実	既存の商業施設への「産直コーナー」設置などを通じて、地元産の食材を購入できる機会を充実します。	市民	農林水産課

食のブランド化の推進

消費者が安全で安心な食材を選ぶことができるよう、地元の食材のブランド化を推進します。

事業名	事業内容	対象者	担当
地元産農産物のブランド化推進	西尾産農産物のブランド化を推進し、安心して購入できる機会を提供します。	市民	農林水産課

食文化への関心の高揚

地域の伝統食や食文化をきっかけとする世代間交流を推進します。また、地域の食文化や伝統食に触れ、親しむことができる取り組みを推進します。

事業名	事業内容	対象者	担当
学校給食による郷土料理をアレンジした献立の工夫	郷土料理をアレンジした献立を工夫して学校給食に用います。	小中学生	学校教育課
生涯学習講座等開催事業（再掲）	生涯学習事業の中で食育に通じる講座等を実施します。	市民	生涯学習課

食を通じた環境意識の高揚

生ごみを適切に処理し、減量化を図る取り組みを通じて、市民の環境への意識を高め、環境にやさしい生活へのきっかけとなる支援に努めます。

事業名	事業内容	対象者	担当
生ごみ減量化事業	日常生活で排出される生ごみの減量化を進め、そこから作成される堆肥の作物等への有効活用を通じて、市民の環境意識を高める取り組みを行います。	市民	ごみ減量課

環境にやさしい農業の推進

化学肥料や化学合成農薬の使用による環境への負荷をできるだけ軽減し、環境保全と生産性の維持・向上が調和した環境保全型農業の推進を図ります。

事業名	事業内容	対象者	担当
環境保全型農業推進事業	化学肥料、化学合成農薬の影響をできる限り軽減し、環境保全と生産性向上との調和を図る環境保全型農業を推進します。また、エコファーマー ¹ を育成・支援するほか、農業者がGAP ² （ギャップ：適正農業規範）手法を導入するよう図ります。	農業者	農林水産課

1 環境にやさしい農業に取り組む計画を作成して、県知事の認定を受けた農業者

2 Good Agricultural Practice 農産物の生産において、食品の安全性を確保するため、農業生産の各工程の実施状況と適正な管理手法を示す手引き



ステップ3 みんなで参加しよう！食育

(イベントや地域活動への参加)

～楽しく続けられる食育の推進をめざして～

(1) 考え方

食育の推進が効果を発揮していくためには、食育運動を継続していく必要があります。特に、健康に関する食育運動などは、一人ひとりの日常生活の中で取り込まれるものですから、その継続には努力を要しますが、継続しなければ効果が期待できないというのも事実です。したがって、楽しみながら食育運動の継続をめざす“みんなで参加しよう！食育”プロジェクトを進めます。

楽しく体験！楽しい「食育」

体験学習は、「食」について楽しみながら学習できるとてもよい機会です。テーマ別に実際に自分で料理を作って楽しむ料理教室、自然の中で実際に農業を体験し、食料の生産に触れ合える市民農園、学校で子どもたちが楽しみながら学ぶことのできる「教育ファーム」等の農林水産業体験など、様々な「食」の体験機会の充実を図ります。

参加しよう！「食育」イベント

自分の住んでいるまちでとれる食材を知ることは、地産地消を理解するうえで重要です。特産品のイベントを定期的で開催し、西尾の抹茶やうなぎなどの食材を積極的にPRすることで、西尾の食文化を消費者に知ってもらうとともに、食育への参加のきっかけづくりに力を入れます。



地域をつなぐ「食育の輪」

食育を推進していくためには、ボランティアや地域の協力が欠かせません。市内の食育ボランティアや団体が積極的に活動できるように支援をしていきます。また、全市民が参加・協力して食育を推進するネットワークの構築を検討し、多くの市民が参加できる体制をつくります。

(2) 市民の行動指針

食育を推進するために、市民みんなが行動すべき指針（行動指針）を以下に掲げます。
できることから1つずつはじめてみましょう。

みんなで参加しよう！食育 行動指針

市民みんなは	啓発事業やイベントに積極的に参加する 西尾の農業に親しむ 学んだことを生活に活かし、食育運動を楽しく継続する 食育に関する地域活動に積極的に参加する
子どもたちは	楽しみながら体験学習に参加する 学んだことを生活に活かせるように考える 西尾の農業に親しむ 学んだことを生活に活かし、食育運動を楽しく継続する
保護者は	体験学習に参加した子どもの話を家庭で聞く 子どもと一緒に体験学習に参加する 学んだことを生活に活かし、食育運動を楽しく継続する
行政（市）は	多様な体験学習機会を創出する 啓発事業やイベント等を充実する 体験機会やイベント等への市民の参加を促す
学校・幼稚園・ 保育園では	子どもたちが農業を体験できる機会をつくる 楽しく食育を学ぶことができるイベントを実施する 食育を楽しく継続する運動を進める
地域では	子どもたちが地域で様々な体験ができるよう支援する 世代間交流の場をつくる
企業は	消費者とともに食育を進める意見交換や交流の場に積極的に臨む 子どもたちが地域で様々な体験ができるよう支援する
生産者は	消費者とともに食育を進める意見交換や交流の場に積極的に臨む 子どもたちが地域で様々な体験ができるよう支援する

(3) 重点事業

「食」の体験機会の充実

ボランティアとの協働

教育ファーム事業の推進

対象：小学生

担当課：各学校、農林水産課（JA実施事業）

「教育ファーム」は地元の生産者や農協の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまで、一貫した「食」の体験機会を提供する取り組みです。体験を通して自然の恩恵やそれを育てる生産者の知恵と工夫を学び、「食」への理解や感謝の心を育てます。



実施年度	実施計画
平成 24 年度	市内 16 小学校で実施 取り組み状況の評価(アンケート)
平成 25 年度	実施校の増加
平成 26 年度	↓
平成 27 年度	
平成 28 年度	

食育ボランティアの育成・支援

対象：団体

担当課：健康課、保険年金課、市民協働課

市民主体の食育への取り組みを活発化するため、食生活や健康に関する活動をするボランティア団体を育成し、食育に関する活動を強化します。

また、市民活動を行う市民団体に対して 10 万円を上限に助成します。また、NPO 法人設立活動を支援するため、10 万円を上限に助成します。これにより、様々な食に関する事業について、ボランティアやNPO団体との協働を目指します。

実施年度	実施計画
平成 24 年度	支援事業の実施 ボランティア等との協働体制の発展
平成 25 年度	↓
平成 26 年度	
平成 27 年度	
平成 28 年度	

(4) 関連事業

各種料理教室の開催

様々な料理の体験を通じて、食について楽しみながら学習できる機会の充実に努めます。

事業名	事業内容	対象者	担当
子育てサークル親子料理教室	乳幼児の保護者への料理教室を行い、食への正しい理解を促します。	未就園児と保護者	健康課
親子料理教室	親子でつくる料理教室を通じて、食への関心を高めるとともに、親子のふれあいの場づくりを支援します。	子ども保護者	幼稚園 食生活改善推進員 健康づくりボランティアグループ 農林水産課
子ども料理教室	小学生向けの料理教室を行います。	小学生	健康づくりボランティアグループ 農林水産課
地産地消料理教室	西尾市で栽培された農林水産物を使った料理教室を行います。	市民	農林水産課
婚活料理教室	若い世代へ食育を普及するための婚活料理教室を行います。	市民	農林水産課

農業体験機会の充実

農業生産を楽しみながら体験し、学ぶことができる機会の充実に努めます。

事業名	事業内容	対象者	担当
園での野菜づくり	幼稚園・保育園での野菜づくりを通じて、食がどのように提供されているのかを子どもたちが体験して学ぶ機会をつくります。	園児	幼稚園 保育園
クッキング保育	園で栽培した野菜などを使ってクッキング保育を行い、子どもの食事づくりへの関心を高めます。	園児	幼稚園 保育園
ふれあい給食	きゅうりなどの地元生産者と連携し、生産者のお話を聞きながら一緒に給食を食べる機会を設けます。	小中学生	学校教育課
農作業体験	希望者を募集して農作業体験を行う機会を提供します。	子ども保護者	農林水産課
市民農園管理運営事業	市民が野菜や草花等の栽培を通じて自然とふれあい、収穫体験を味わうことで農業への親しみや理解を得ることができる市民農園の有効活用を促します。	市民	農林水産課
西尾いきものふれあいの里行事	米づくりや野菜作りなどのイベントを開催します。	市民	環境保全課

多様な場面での食育啓発

「食」に関する様々な場面で西尾市食育キャラクターを普及するなど、多様な食育活動に取り組みます。

事業名	事業内容	対象者	担当
「西尾市食育キャラクター」の普及	西尾市食育キャラクター「ハートン、ダイヤモンド、みつばちゃん」を様々な食育の取り組みにおいて普及し、楽しく分かりやすく食育を学べるようにします。	市民	農林水産課

イベントの開催

地元特産物や食育に関するイベントの開催を通じて、西尾の食を楽しむ機会の提供に努めます。



事業名	事業内容	対象者	担当
「西尾の抹茶」に親しむイベントの開催	地域ブランドを取得した「西尾の抹茶」に親しむイベントを行います。	市民	西尾茶協同組合 商工観光課
「一色産うなぎ」に親しむイベントの開催	うなぎまつり事業でうなぎつかみなどのイベントを行います。	市民	商工観光課
うなぎレシピコンテスト	うなぎを使った料理・お菓子のレシピを募集するコンテストを行います。	市民	商工観光課
アイデア料理コンテスト	地元特産物を使ったアイデア料理コンテストを開催し、地産地消を推進します。	市民	農林水産課

- 2 世代別の取り組み

食育を推進するためにはそれぞれの世代に応じた取り組みを進めていくことが重要です。
3ステップのプロジェクトで示した内容について、世代別の取り組みを以下に掲げます。

0～5歳頃（乳幼児期）

1日3食、規則正しく食べる
家族と一緒に、楽しみながら食事をする
よくかんで食べる
甘いおやつを食べすぎないようにする
食後には、歯をみがく習慣を身に付ける
「いただきます」、「ごちそうさま」を言う
五感を働かせて、食べ物のおいしさを見つける

6～15歳頃（少年期）

1日3食、規則正しく食べる
食後は丁寧に正しく歯をみがく
家族と一緒に会話を楽しみながら食事をする
「いただきます」、「ごちそうさま」を言い、正しい箸の持ち方などの食事マナーを身に付ける
適正体重を知り、食べ過ぎや太り過ぎに注意する
栽培や収穫の体験を通して、地域の農業・漁業に対する理解を深め、食べ物大切さを学ぶ
食事づくりの手伝いをする

16～24歳頃（青年期）

朝食は毎日きちんと食べる
1日に1回は、家族揃って食事をするように心がける
食事バランスガイドを参考に、バランスのとれた食事を心がけて偏食をさける
自分に合った食事と運動についての健康プランを持ち、それを実践し、適正体重を維持する
無理なダイエットはやめる
地域の農業・漁業に対する理解を深めましょう。

25～44歳頃（壮年期）

食事バランスガイドを参考に、望ましい食事のとり方をする
自分に合った食事と運動についての健康プランを持ち、その実践により適正体重を維持して
メタボリックシンドロームを予防する
かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯のチェックを受けて歯周病を予防する
1日に1回は、家族揃って食事をするように心がける
子どもが朝食を欠食することがないように注意する
栄養成分表示や品質表示を参考にして食材を選ぶ
地域で採れた食材や旬の食材を使って、季節感を楽しむ食卓づくりに努める
食材は使う量だけ購入し、食べきれる量だけ作る

45～64歳頃（中年期）

生活習慣病の予防のために、脂質や塩分の多い食事のとり過ぎに注意する
自分に合った食事と運動についての健康プランを持ち、それを実践し、適正体重を維持する
定期的に歯科健診を受ける
歯周病などで歯を失わないように、自分に合った歯みがきを続ける
栄養成分表示や品質表示を参考にして食材を選ぶ
地域で採れた食材や旬の食材を使って、季節感を楽しむ食卓づくりに努める
食材は使う量だけ購入し、食べきれる量だけ作る

65歳頃以上（高齢期）

自分に合った食事と運動についての健康プランを持ち、それを実践する
よくかんで食べることと丁寧な歯みがきを心がけて自分の歯を保つ
定期的に歯科健診を受ける
家族や仲間と一緒に会話を楽しみながら食事をする
季節や行事にあわせた郷土料理や行事食を次世代へ伝承する

- 3 目標指標の設定

(1) 目標指標の考え方

この計画が掲げる3ステップのプロジェクトによる取り組みがもたらす質的な変化(成果)を検証するため、目標指標を設定します。市と市民とによるすべての取り組みの結果、市民の意識や行動にどのような変化が生じたのか、“はぐくもう「感謝のきもち」”、“家庭でつくろう「元気の源」”、“広げよう「家庭の和」から「地域の輪」”という3つの目的に照らしてどのような成果が見られるのかを客観的に検証するものです。

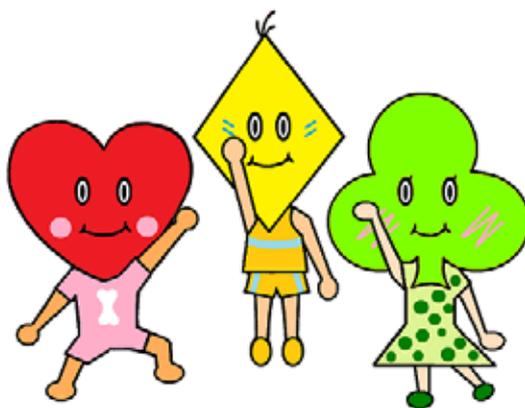
目標指標による評価結果は、計画や取り組み等の見直しに反映させ、適切な方向性の立案に役立てることを目的とするものです。

(2) 目標指標の評価方法

目標指標の評価は、アンケート調査結果等を用いて行います。この計画策定時(平成23年度)に実施したアンケート調査結果等を現状値とし、それらが計画の目標年度においてどう変化しているかを分析することで、各プロジェクトによる取り組みや運動等の成果を検証していきます。

目標指標の把握は、アンケート調査で行うものがほとんどです。したがって、評価を行う年度においても調査の実施が必要です。

各プロジェクトによる取り組みや運動等の成果は、その進捗状況や実施方法等にも大きく影響されます。調査結果の変動だけではなく、総合的な視点から評価し、計画の見直し等につなげていく必要があります。



(3) 目標数値

目標	目標指標			
	指標名	現状値 (H23)		目標値 (H28)
はぐくもう「感謝のきもち」	食育に関心のある人の増加	18歳以上	67.3%	90%
	地産地消という言葉を知っている人の増加	小中学生	51.7%	70%
		18歳以上	80.5%	90%
	学校給食における西尾市産物を利用する割合の増加 (1)	小中学校	20.7%	30%
農林漁業体験に全学年で取り組む小学校の割合の増加 (2)	小学校	61.5%	100%	
家庭でつくる「元気」の源	「食育プログラム」を知っている人の割合の増加	全市民	12.1%	30%
	毎日の食事が楽しいと思う人の増加	小中学生	78.3%	85%
		18歳以上	66.9%	80%
	ほとんど毎日朝食を食べる人の増加	小中学生	87.7%	100%
		30歳未満男性	71.0%	85%
	30歳代男性	75.8%	90%	
食事バランスガイドを参考に食生活を送っている人の増加	18歳以上	59.4%	65%	
学校で習ったことで食生活を変えたことがある子の増加	小中学生	12.3%	15%	
「地域の輪」から	学校で習ったことを家族で話し合う子の増加	小中学生	29.9%	40%
	ひとりで朝食を食べる子の減少	小学生	22.4%	5%
		中学生	50.5%	25%
	食育に関する行動や活動をする人の増加	18歳以上	15.8%	40%
	「西尾市食育キャラクター」を知っている人の増加	全市民	11.2%	70%
市が行う食育の事業に参加したことがある人の増加	全市民	-	25%	

1 「地場産品活用状況調査」により把握します。西尾市産物の割合は「(産品数) / (食品数) × 100%」で求めます。

2 各学校へ個別に調査を行います。

資料編

(1) 計画策定の経緯

時期	会議の開催	その他
4月		
5月	庁内連絡会議 ・各課の取り組みについて	
6月	食育推進会議（第1回） ・計画の概要 ・アンケート調査票案検討	
7月		
8月		アンケート調査の実施（一般用）
9月		アンケート調査の実施（小中学生用）
10月	食育推進会議（第2回） ・アンケート結果検討 ・計画の目標検討	
11月		
12月	食育推進会議（第3回） ・計画素案検討	各課事業の情報整理
1月	食育推進会議（第4回） ・計画案検討	
2月		パブリックコメントの実施
3月	食育推進会議（第5回） ・計画案検討	

(2) パブリックコメントの結果

実施期間 平成24年2月7日（火）～平成24年3月7日（水）

実施方法 西尾市ホームページで意見募集

資料閲覧：農林水産課、一色・吉良・幡豆の各支所

意見提出：直接、郵送、FAX、Eメール

意見件数 1通（Eメール1件）

主な内容 歯・口腔の健康と食育について（1件）

(3) 西尾市食育推進会議設置要領

(設置)

第 1 条 西尾市食育推進計画 (以下「計画」という。) に基づき、西尾市における食育に関する施策を総合的に推進するため、西尾市食育推進会議 (以下「推進会議」という。) を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 食育推進に係る重要事項の審議に関すること。
- (2) 食育推進に係る施策実施の推進に関すること。
- (3) 食育推進の取り組みの評価に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議の委員は 17 人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 有識者
- (2) 各種団体の代表者等
- (3) 公募による者

(会長)

第 4 条 推進会議に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は、会長が召集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、現行の西尾市食育推進計画の期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第 7 条 推進会議の事務局は、農林水産課に置く。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 9 日から施行する。

(4) 西尾市食育推進会議委員

区分	所属・役職等	氏名
有識者	愛知みずほ大学短期大学部教授	上原 正子
保健関係者	西尾保健所代表	広浦 定子
〃	西尾保健所管内栄養士会代表	米津 道子
〃	西尾市食生活改善クラブ代表	板倉 桂子
保育園・幼稚園関係者	保育園父母の会代表	宮川 典子
〃	幼稚園 P T A 代表	高橋 祐子
小・中学校関係者	小中学校 P T A 代表	板倉 由美子
〃	小中学校校長会代表	岡田 長之
農林水産業関係者	西三河農業協同組合代表	鈴木 好夫
〃	J A 西三河女性部代表	杉浦 八千代
〃	農村生活アドバイザー協会西尾市代表	辻村 とみ子
〃	西三河漁業協同組合代表	稲垣 志乃武
〃	一色うなぎ漁業協同組合代表	山本 浩二
食品関連事業者	西尾商工会議所代表	成瀬 良一
〃	(株) J A 西三河サービス代表	柵木 勝幸
公募	西尾市食育推進会議公募委員	伊藤 直子
〃	西尾市食育推進会議公募委員	藤井 由紀野

第2次 西尾市食育推進計画

いただきます！おうちごはんからはじめよう、食育の“Wa”

発行年月 平成24年3月
編集・発行 西尾市地域振興部農林水産課
〒445-8501
西尾市寄住町下田22番地
TEL 0563-56-2111
FAX 0563-57-1322